

申請しよじー！ 持続化給付金

新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者にも事業の継続を下支えし、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。給付額は最大で個人事業主100万円、中小法人200万円です。まずは要件を確認しましょう。

テレビや新聞でも報道されているように申請から給付までに時間がかかったり、間違っていないにも関わらず不備メールが届いたりしている現状があります。

これに対して全国の民商から実態を集めて報告し、全商連が経済産業省と交渉したり、日本共産党をはじめ野党が国会に声を上げたりして日々改善されています。最近では最短で申請から4日で入金された人もいます。また、確定申告書に売上げが記載されていないにもかかわらず、収支内訳書で審査するなど、大きく前進をしています。

改善が見られる持続化給付金ですが、前年比売上げ50%減という高い壁に阻まれて苦しんでいる業者が多数います。民商・全商連は適用される範囲を広げるように訴えています。民商の声だけでは足りません。所属している業界団体にも声を上げるように伝えて下さい。より多くの業者が助かるような制度にみんなで変えていきましょう。

申請するには何よりも、今年の売上げなどを記帳・集計していなければ、支給の対象になるかどうかとも分かりません。まずは記帳をしましょう。

申請をする前には、氏名、通帳情報をはじめ、開業年月日などを記載した補助シート(上図)に記入しておくで大変スムーズです。



困っている人、

諦めた人にも声をかけて

申請が難しく諦めた

パソコンが出来ずに申請が出来ない

必要書類が足りない断られた

税務署の收受印が押していない

申告書に売上げが書いていない

昨年の申告書が見当たらない

昨年開業したばかり

開業届が出していない など

さまざまな理由で諦めた人がいるとの声が届いています。上で書いてあるように民商などが声を上げ改善させているため、当初より多くの人が申請出来る状態になってきました。

さまざまな特例を利用したり、代替資料を提出したりして申請している人もたくさんいます。

あなたのまわりに申請を諦めたという人がいましたら、一声かけてあげて下さい。みんなで申請をして、苦しいこの時代を乗り越えて商売と生活を守っていきましょう。



申請サポート会場 受付専用ダイヤル

0120-835-130

24時間対応 自動ガイダンス

申請サポート会場 電話予約窓口

0570-077-866

受付時間：平日、土日祝日とも「9:00～18:00」

浜松会場

浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所 10F

浜松市 新しい生活様式補助

コロナの影響長期化を見据え、厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例に対応し、継続的に感染対策を実施した中小企業者に対して事業費の一部を支援します。

申請受付期間 令和2年6月9日～令和2年8月31日(必着)

補助金の額 補助対象経費の1/2(最大30万円まで)

対象

- (1) 運輸業、小売業、保険業、不動産業、物品賃貸業、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連、サービス業(理美容・クリーニング・旅行業等)、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉に該当する業種のうち、募集要領別表1「3密対策事業者支援事業対象業種一覧」に定める業種を営むもの。
(2) 上記業を営む者のうち、市内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154条)第2条第1項に規定する中小企業者 (3) 浜松市に納税義務があり、市税を滞納していない者 (4) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者(市長が認める者を除く) (5) 暴力団との関係がない者

補助対象経費 詳しくは募集要領別表2「3密対策事業者支援事業対象経費例示一覧」をご確認ください。

令和2年4月7日～令和2年8月31日までに支払いが完了した下記経費

補助対象	対象一例
工事費	窓の新設・増設、換気扇の新設・増設、オープンテラス設置工事、間仕切りの設置工事等
物品購入	フェイスシールド、つい立、ビニールカーテン、非接触型体温計、キャッシュレス導入、その他換気を促進できる物品(扇風機、サーキュレータ、エアコン、空気清浄機)等

問合せ先 浜松市3密対策補助金事務局

6月9日(火)～7月31日(金)	午前9:30～午後5:00	土日祝日含む	053-452-4922 又は 0120-368-567
8月1日(土)～8月31日(月)	午前9:30～午後5:00	土日祝日除く	

浜松市3密対策事業者支援事業費補助金に関するFAQを参考にして下さい。詳細は浜松市又は民商まで。なおこの補助金は、GW期間の休業要請で協力金を貰った飲食業なども除外されません。

法人の方はご注意を!

「株式会社」の取締役及び監査役の任期は定款で定め、最長で選任後10年以内に終了する事業年度のうちに、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができません。

任期が満了する場合には、定時株主総会における取締役、監査役等の選任、取締役会の決議や取締役の互選等による代表取締役の選定等を行った上、その旨の変更の登記を申請する必要があります。同じ人が再任しても登記が必要です。もし、変更登記をしないままですと：

⚠️ 過料に処せられる

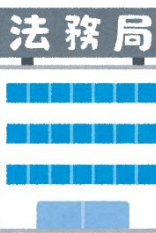
登記事項に変更が生じたときは2週間以内に、変更の登記をしなければならず、怠ったときには100万円以下の過料に処することとされています。

⚠️ 会社が解散したとみなされる

法務局では、休眠会社の整理作業を行っているため、最後の登記から12年以上が経過した会社について、一定の条件で解散したものとみなされて登記がされてしまい、事業活動を続けるために余計な手続きをしなければなりません。忘れずに登記をしてください。

「株式」以外の方もご注意を!

また、有限会社など他の会社形態も含め、変更登記忘れにはご注意下さい。



- 会社の所在地の変更
- 代表者の住所の変更
- 役員の変更(死亡も含む)
- 会社の目的の変更 など

本部総会・支部総会

例年6月に開かれる本部総会・支部総会ですが、新型コロナウイルス感染拡大により参加者の安全確保が出来ないため開催を見送りました。方針や役員は前回から継続しています。

大変な時代です。支部や半で声掛けを大切に、団結して商売と生活を守っていきましょう。

市民まつり中止

例年開催している浜松市民まつりですが、新型コロナウイルス感染の収束の目処が立っておらず、来場者や参加者・実行委員などの感染防止対策が非常に困難であることから、今年は中止することが決定しました。

来年以降に再度実行委員会を立ち上げ、開催を目指していきますので、その時はご協力をお願いします。